

島本町男女共同参画社会をめざす計画の策定について

総合政策部人権文化センター

計画策定の趣旨

男女ともにいきいきと暮らせる社会の実現に向け、町として実施すべき施策を定める「第3期 島本町男女共同参画社会をめざす計画」を策定します。

(参考)

男女共同参画… 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に自らの意志を持って活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
(島本町男女共同参画推進条例第2条第1号)

計画策定の背景

1. 世界と国の動き

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の動きとも連動しつつ、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

世界における動きとしては、昭和50(1975)年に国際連合(以下、「国連」という。)が同年を「国際婦人年」と定めたことを契機とし、「国連婦人の10年」(昭和51(1976)～昭和60(1985)年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択(昭和54(1979)年)などを通じて、女性の人権擁護と男女平等のための国際的な取組が進められてきました。また、毎年開かれる「国連婦人の地位委員会」において、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進することが確認されています。

これらの動きを踏まえて国は、平成8(1996)年に「男女共同参画2000年プラン」を策定、その後、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女共同参画社会の実現は21世紀を活力ある社会にするための最重要課題と位置づけ、その実現に向けた総合的枠組を示しました。

この法律に基づき、国は平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」を策定、この計画は以降5年ごとに改定されています。平成27(2015)年には新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

また、平成27(2015)年9月の国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。これは2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす17項目の国際目標です。この中には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」という項目が掲げられて

います。

国際社会における男女共同参画推進のスピードは速く、令和元(2019)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、日本は153か国中121位となっています。国では、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は日本経済の成長力にも関わり、危機感を持って男女共同参画を強力に推進する必要があるとして令和2(2020)年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、新しい令和の時代を切り拓くポストコロナの新しい日常と「男性中心型労働慣行」からの脱却をめざして取組を進めています。

その他にも、平成7(1995)年の世界女性会議(北京会議)で、「女性に対する暴力」が取り上げられたことをきっかけに、わが国でも配偶者に対する暴力(DV：ドメスティック・バイオレンス)に対する関心が高まり、DVは人権侵害であるとの基本理念のもと、平成13(2001)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定されました。その後、平成26(2014)年、令和2(2020)年と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化等が図られました。

○その他の主な動き

- 平成 29 年 ・改正育児・介護休業法の施行
・性犯罪に関する刑法の改正
- 平成 30 年 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行
- 令和 元年 ・改正女性活躍推進法の公布
- 令和 2 年 ・新子育て安心プランの公表
・職場におけるハラスメント防止対策の強化
- 令和 4 年 ・改正育児・介護休業法の施行
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立

2. 大阪府の動き

大阪府では、昭和56(1981)年に策定した第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」から3度の改定を経て、平成13(2001)年に「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」が策定され、平成14(2002)年には、「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、平成28(2016)年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」が策定され、その後継計画として現在の最新計画である「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」が令和3年に策定されました。大阪らしい男女共同参画社会の実現をめざし、あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、

すべての世代における男女共同参画意識の醸成などを施策の基本的方向として、府全体における取組が進められています。

また、平成17(2005)年には「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定(平成21(2009)年、平成24(2012)年改定)され、DVの防止と被害者支援のための施策が展開されています。その後、本計画の名称は「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に改められ、適用対象範囲の追加と文言の修正が行われています。

3. 島本町の動き

本町においては、平成3(1991)「島本町女性の地位向上に関する計画」、平成10(1998)年「島本町男女共生社会の創造をめざす計画」、平成14(2002)年には、平成23(2011)年度を目標年次とする「島本町男女共同参画社会をめざす計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、平成18(2006)年には、住民や事業者とともに男女共同参画の実現をめざす指針となる「島本町男女共同参画推進条例」を施行しました。平成19(2007)年には、条例の理念や「次世代育成支援対策推進法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」など男女共同参画に関連する法律の趣旨、社会情勢の変化なども踏まえた「島本町男女共同参画社会をめざす計画(改訂版)」を策定しました。平成24(2012)年には、女性の社会進出や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男性の家事・育児への参加などが広がりつつある社会情勢を踏まえた「しまもとスマイルプラン～第2期男女共同参画社会をめざす計画～」を策定しました。令和3年度には計画の最終年度を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会情勢が大きく変化する過程にあったことから、社会変容に一定落ち着きがみられるまで期間を置くとして1年間の延長を行なったところです。

今回、現行計画の最終年度を迎え、前回改訂(平成29年3月)以降の社会情勢の変化や新たな課題等にも対応していくため、国等の動向も踏まえ新しい計画を策定するものです。

計画策定の根拠

●男女共同参画社会基本法

第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

●島本町男女共同参画推進条例

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

計画の期間

令和5年度から10年間(予定)

策定時期

令和5年7月

計画策定の流れ

令和4年7月～8月	基礎調査(住民意識調査等)実施
10月	人権啓発施策審議会(全体会)
令和5年2月	人権啓発施策審議会(全体会)
3月	パブリックコメント実施
6月	人権啓発施策審議会(全体会)
7月	計画策定

基礎調査

- ・ 住民意識調査

SNS を使用して調査を実施する。

町の公式 LINE にてアンケート調査を呼びかけ、LINE から町のホームページ上のアンケートに誘導する。

計画の基本理念

**性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、
個人の能力を十分発揮できる社会の実現**

- 1 誰もが性別による差別を受けず、人権が尊重される町をめざします。
- 2 性別による固定的な役割分担などにとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる町をめざします。
- 3 性別にかかわらず、町における政策や事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保される町をめざします。
- 4 男女ともに子育て、家族の介護など家庭生活における活動と社会生活における活動に対等な立場で参画できる町をめざします。
- 5 国際的な協調のもとに男女共同参画の推進に向けた取組を行います。
- 6 男女それぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠や出産などに関する自己決定が尊重され、生涯を通じ健康に過ごすことができる町をめざします。
- 7 誰もが身体的、心理的、経済的または性的な暴力を受けることのない町をめざします。